

# 一般社団法人ワールドスケートジャパン 役員選任規程

## 第2章 理事及び監事

### 第2条 現行

本連盟定款第5章 第23条により理事の定数は、次のとおりとする。

- (1) 北海道、東北ブロック 2名
- (2) 関東ブロック 10名以内
- (3) 中部、北陸ブロック 3名
- (4) 近畿、中国ブロック 3名
- (5) 四国、九州ブロック 2名
- (6) 加盟団体 5名以内
- (7) 以上 25名に学識経験者 5名を含む」

### 第2条 改正案

1 本連盟定款第5章 第23条により理事の定数は、15名以上25名以内とする。

- (1) 都道府県連盟及び加盟団体その他 10名以上20名以内
- (2) 学識経験者 5名以上10名以内

2 学識経験者は25%以上を目標とする。

## 第3章 本規程の変更

### 第7条 現行

本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

### 第7条改正案

本規程は、理事会の議決により変更することが出来る。

## 附則に追加

(令和6年6月1日令和5年度定時社員総会決議)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。